

---

# 山形市子どもの貧困対策に係る計画

令和2年9月



山 形 市

---

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
(1) 計画策定の背景.....	1
(2) 国、県の動向.....	1
2 計画の性格と役割(位置づけ).....	1
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
(1) 山形市子ども・子育て会議による審議.....	3
(2) 庁内組織.....	3
第2章 子どもの貧困にかかる現状と課題.....	4
1 統計データからみる現状.....	4
(1) 総人口、18歳未満人口.....	4
(2) 生活保護世帯.....	4
(3) 児童扶養手当.....	5
(4) 就学支援を受けている児童・生徒.....	6
2 子どもの生活実態調査からみる現状と課題.....	7
(1) 世帯の状況.....	9
ア 家計の格差.....	9
イ 家庭生活への影響.....	10
(2) 子どもの進学状況.....	12
(3) 子どもと保護者のコミュニケーション不足、子どもの孤立.....	13
(4) 公的支援制度の利用意向等.....	14
ア 公的支援制度.....	14
イ 無料または低額の学習支援.....	15
3 ヒアリング調査からみる現状と課題.....	17
(1) 貧困状態にある家庭とのつながり.....	17
(2) 生活の支援制度について.....	17
(3) 就労支援の難しさについて.....	17

---

<b>第3章 計画の目標と具体的な取組</b> .....	19
1 計画の目標、施策推進の方向性と体系.....	19
(1) 目標.....	19
(2) 施策推進の方向性.....	20
(3) 計画の施策体系.....	20
2 子どもの貧困対策に結びつく具体的な取組.....	22
(1) 教育の支援.....	22
(2) 生活の安定に資するための支援.....	26
(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援.....	30
(4) 経済的支援.....	32
<b>第4章 計画の推進</b> .....	34
1 計画の推進体制.....	34
(1) 山形市子ども・子育て会議への報告・協議.....	34
(2) 民間団体や関係機関との連携.....	34
(3) 全庁横断的な連携体制.....	34
2 支援事業に係る数値目標.....	35
<b>【参考資料1】 子どもの貧困対策の推進に関する法律</b> .....	36
<b>【参考資料2】 子供の貧困対策に関する大綱(概要)</b> .....	41

---

## 目 次

図表 1-1	上位計画、各種関連計画、関連法令との関係.....	2
図表 1-2	山形市子どもの貧困対策に係る計画の計画期間.....	3
図表 2-1	山形市の総人口と18歳未満人口の推移.....	4
図表 2-2	山形市の総世帯数、生活保護世帯数、生活保護世帯のうち18歳未満児童のいる世帯数の推移.....	4
図表 2-3	山形市の児童扶養手当受給資格者数、同受給者数の推移.....	5
図表 2-4	就学援助認定者数、同認定率の推移.....	6
図表 2-5	「山形県子どもの生活実態調査」の概要.....	7
図表 2-6	世帯類型別世帯数の構成（山形市、山形県）.....	9
図表 2-7	等価可処分所得（山形市、山形県）.....	10
図表 2-8	生活意識の状況（山形市）.....	10
図表 2-9	経済的理由による経験（山形市）.....	11
図表 2-10	進学希望（山形市）.....	12
図表 2-11	1日あたりの子どものコミュニケーション時間（山形市）.....	13
図表 2-12	「制度のことを知らなかった」「機関等のことを知らなかった」割合（山形市）.....	14
図表 2-13	充実が必要な公的支援制度（山形市）.....	15
図表 2-14	無料または低額の学習支援への参加意向（山形市）.....	16
図表 2-15	学習支援に参加させたい（既に参加している）理由（山形市）.....	16
図表 3-1	本計画の施策体系図.....	21
図表 3-2	目標の実現に結びつく具体的な取組 【1】教育の支援.....	22
図表 3-3	目標の実現に結びつく具体的な取組 【2】生活の安定に資するための支援.....	26
図表 3-4	目標の実現に結びつく具体的な取組 【3】保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援.....	30
図表 3-5	目標の実現に結びつく具体的な取組 【4】経済的支援.....	32
図表 4-1	貧困下にある子どもたちへの全市支援体制.....	34
図表 4-2	支援事業に係る数値目標.....	35

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 計画策定の背景

全世帯の子どもの数に対する国の貧困線<sup>1</sup>を下回る水準の世帯等における子どもの数の割合は、全国では13.9%（平成28年度）、山形県は16.0%（平成30年度）でした。調査時期が異なるので一概に比較はできませんが、山形県は全国に比べ子どもの貧困状況は高いと言えます。

国では、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、令和元年6月には同法を改正（以下「改正法」という。）し、子どもの貧困対策に関する法制面での整備を図ってきました。「改正法」では、市町村は子どもの貧困対策推進に係る計画策定に努めることとなっています。

### (2) 国、県の動向

国では改正法を受けて令和元年11月に「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を閣議決定しました。大綱の内容は、学習・生活・就労・経済的な支援など多岐にわたり、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等による幅広い連携が必要となっています。

山形県では、平成28年3月に「山形県子どもの貧困対策推進計画」（以下「県計画」という。）、「第三次山形県ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、今後取り組む子どもの貧困対策、ひとり親家庭の自立に関する基本的な推進方策や具体的な施策等を示しました。平成30年8月には「山形県子どもの生活実態調査」を実施し、全県的な子どもの生活実態、とりわけ子どもの貧困に関する実態を把握し、その結果を分析しながら、既存事業の検証を進めてきました。この調査結果については県内市町村へデータ提供がなされました。令和元年10月には「山形県ひとり親家庭実態調査」を実施し、この調査結果も踏まえて令和2年度には「山形県子どもの貧困対策推進計画」と「第三次山形県ひとり親家庭自立促進計画」の見直しを予定しています。

## 2 計画の性格と役割（位置づけ）

本計画は改正法第9条第2項に定める市町村計画です。

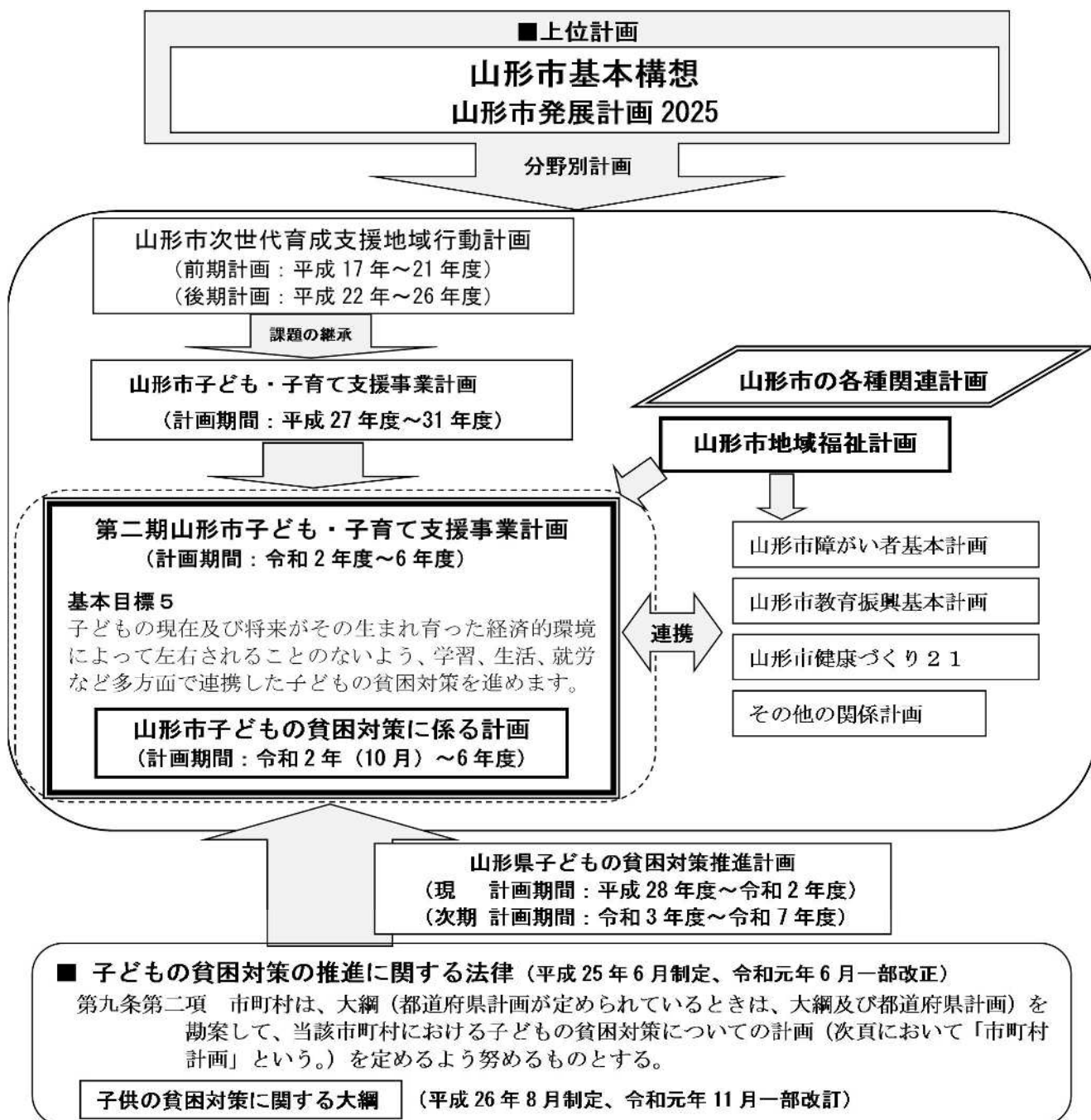
山形市では、「山形市発展計画2025」を上位計画として令和2年3月に「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～6年度）」を策定しました。同事業計画では5つの基本目標を掲げていますが、その中の「基本目標5」では「子どもの現在及び将来がその生まれ育った経済的環境によって左右さ

<sup>1</sup> 国の貧困線：厚生労働省の「平成28年国民生活基礎調査（平成27年の所得）」において算出された等価可処分所得の中央値（244万円）の半分の額（122万円）。

れることのないよう、学習、生活、就労など多方面で連携した子どもの貧困対策を進めます。」としています。この基本目標5に係る施策を重点的に推進するため、「山形市子どもの貧困対策に係る計画」（以下「本計画」という。）を策定することとなっています。

山形市は、平成30年度末に山形県から提供を受けた「山形県子どもの生活実態調査」の調査結果を分析・有効活用し、子どもの貧困に係る計画を策定することで、「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」の「基本目標5」に係る施策と貧困の連鎖をなくすための取り組みを本市全体として推進することとします。

図表 1-1 上位計画、各種関連計画、関連法令との関係



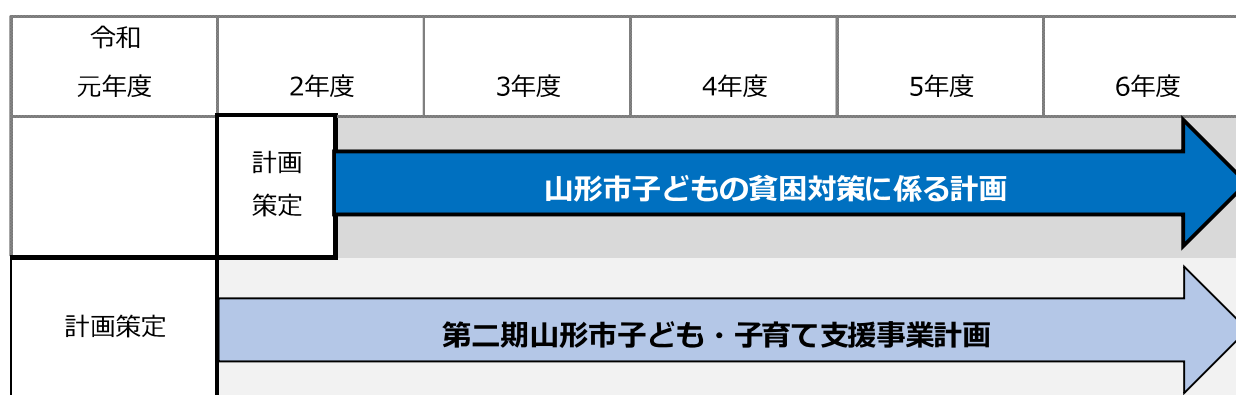
### 3 計画の期間

本計画の計画期間は令和2年10月から令和6年度末までの4年6か月間とします。

本計画の目的を早期に達成するため、令和2年9月までに本計画の策定を終え、終了時期は「第二期子ども・子育て支援事業計画」との一体推進、整合を図る観点から、同計画と合わせることにします。

また、県計画は令和2年度に見直し・改定を予定していますが、県計画も国の大綱を基本としていることから、山形県とも十分連携を図りながら策定を進めます。

図表 1-2 山形市子どもの貧困対策に係る計画の計画期間



### 4 計画の策定体制

#### (1) 山形市子ども・子育て会議による審議

本計画策定にあたり、子どもの保護者、幼稚園や保育所及び子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者によって構成された「山形市子ども・子育て会議」を開催して意見の収集、内容等の検討を行いました。

#### (2) 庁内組織

本計画策定にあたり、子育てに関連する庁内関連部課等で構成する関係部課長会議を設置して関係各部課との連携を強化し、計画の策定・検討を進めました。

## 第2章 子どもの貧困にかかる現状と課題

### 1 統計データからみる現状

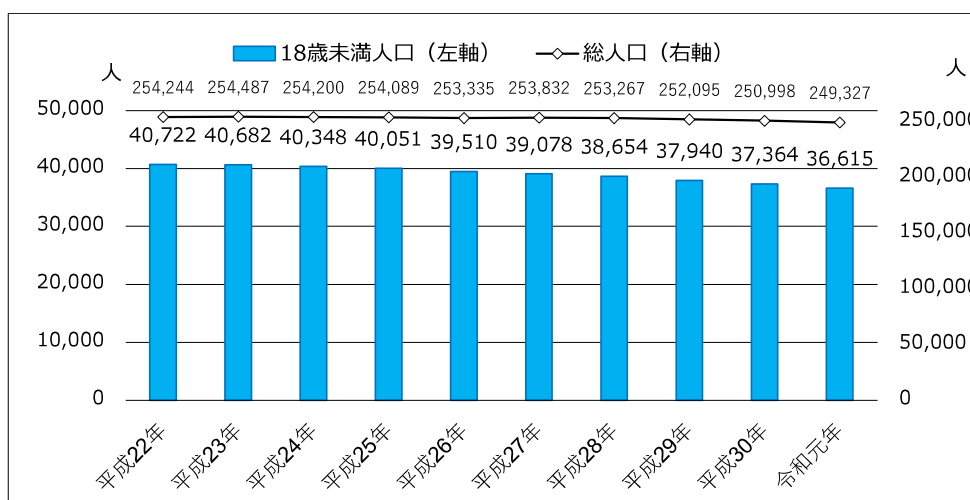
#### (1) 総人口、18歳未満人口

山形市の総人口は横ばいから近年は微減傾向となっており、令和元年には249,327人となっています。18歳未満の人口も近年では減少傾向が続いており、令和元年には36,615人、総人口に占める割合は14.7%となっています。

図表 2-1 山形市の総人口と18歳未満人口の推移

単位：人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総人口	254,244	254,487	254,200	254,089	253,335	253,832	253,267	252,095	250,998	249,327
18歳未満人口	40,722	40,682	40,348	40,051	39,510	39,078	38,654	37,940	37,364	36,615
同構成比	16.0%	16.0%	15.9%	15.8%	15.6%	15.4%	15.3%	15.0%	14.9%	14.7%



資料：「国勢調査」（総務省）、山形県推計人口（山形県統計企画課）、山形市企画調整部企画調整課資料（各年10月1日現在）

#### (2) 生活保護世帯

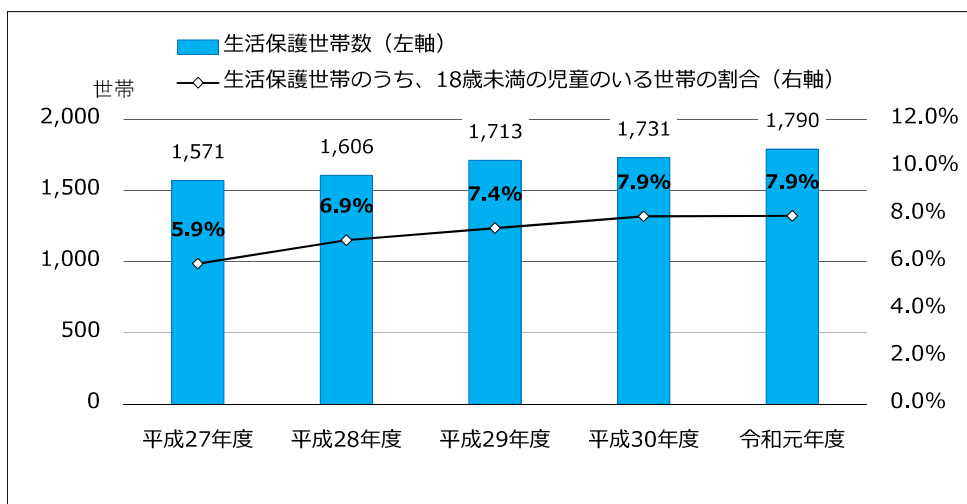
山形市の生活保護世帯数は、近年微増傾向にあります。このうち、18歳未満児童のいる世帯数、世帯の割合ともに増加する傾向にあり、令和元年度には142世帯、7.9%となっています。

図表 2-2 山形市の総世帯数、生活保護世帯数、生活保護世帯のうち18歳未満児童のいる世帯数の推移

単位：世帯

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総世帯数	100,303	101,174	101,874	102,623	103,243
生活保護世帯数	1,571	1,606	1,713	1,731	1,790
うち18歳未満児童のいる世帯数	93	111	127	137	142
生活保護世帯のうち、18歳未満の児童のいる世帯の割合	5.9%	6.9%	7.4%	7.9%	7.9%





資料：「国勢調査」（総務省）、山形県推計人口（山形県統計企画課）、山形市福祉推進部生活福祉課資料（各年10月1日現在）

### （3）児童扶養手当

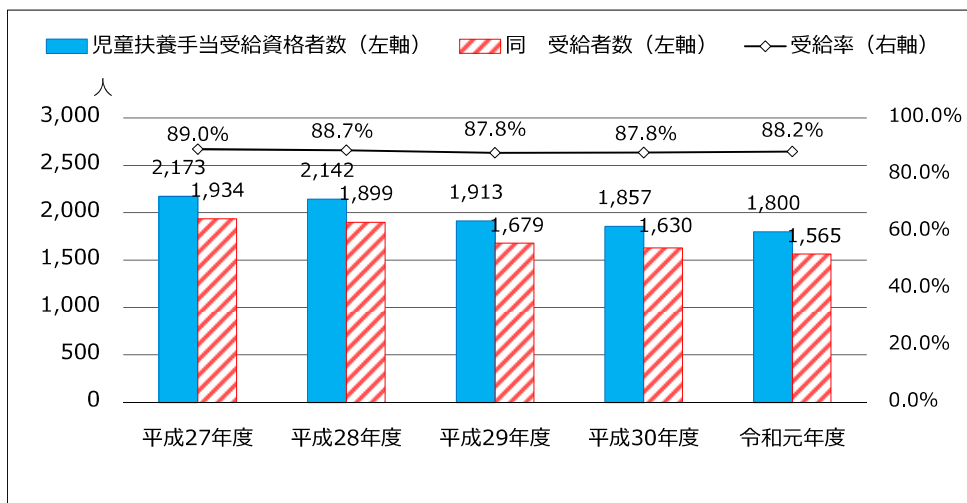
児童扶養手当制度は、離婚・死亡・遺棄などの理由で父または母と生計を同じくしていない児童の親または養育者へ、生活の安定と自立の促進のために手当を支給する制度です。

山形市の児童扶養手当受給資格者数、同受給者数は減少傾向にあり、令和元年度にはそれぞれ1,775人、1,565人となっています。受給率は概ね9割近くで推移し令和元年度には88.2%となっています。

図表 2-3 山形市の児童扶養手当受給資格者数、同受給者数の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童扶養手当受給資格者数	2,173	2,142	1,913	1,857	1,775
同 受給者数	1,934	1,899	1,679	1,630	1,565
受給率	89.0%	88.7%	87.8%	87.8%	88.2%



資料：山形市子ども未来部家庭支援課資料（各年年度末時点）

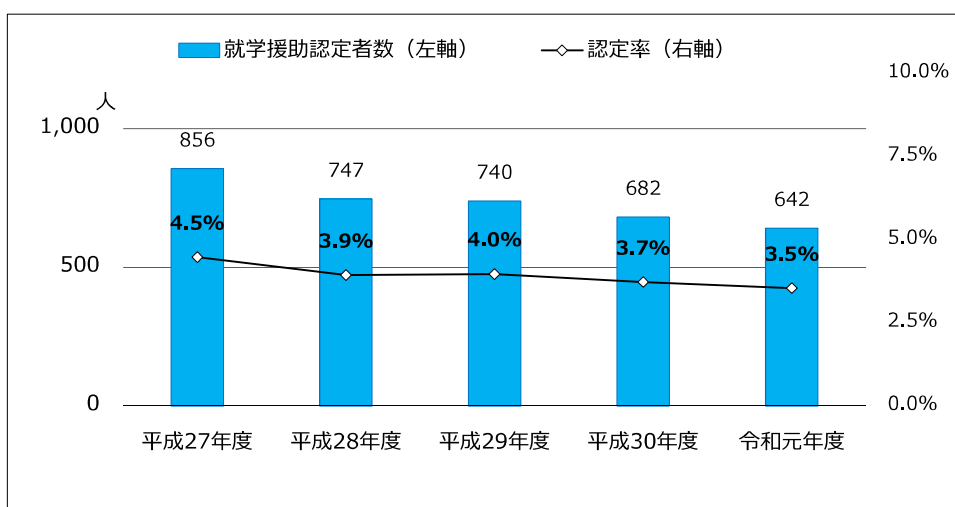
#### (4) 就学支援を受けている児童・生徒

山形市の小中学生を対象とした就学援助の認定者数<sup>2</sup>は減少傾向で推移しています。令和元年度の認定者数、認定率は642人、3.5%となっています。

図表 2-4 就学援助認定者数、同認定率の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童生徒数	19,147	18,975	18,641	18,300	18,134
就学援助認定者数	856	747	740	682	642
認定率	4.5%	3.9%	4.0%	3.7%	3.5%



資料：山形市教育委員会学校教育課資料（各年年度末時点）

<sup>2</sup> 生活保護法に規定する要保護者の数を要保護児童生徒数と言い、要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者を準要保護児童生徒数と言う。ここで示した就学援助の認定者数とは準要保護児童生徒数を指す。

## 2 子どもの生活実態調査からみる現状と課題

「山形県子どもの生活実態調査」（以下「実態調査」という。）は、山形県の子どもたちが、家庭の事情や経済的な問題により将来の夢をあきらめることのないよう、子育て世代の親及び子どもの生活実態や支援ニーズ等を把握し、子どもの貧困対策の効果的な施策展開と施策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的に山形県が実施した調査です。概要は以下のとおりです。

図表 2-5 「山形県子どもの生活実態調査」の概要

調査対象	計 7,591 世帯 平成 30 年 4 月 1 日、現在満 5 歳 <sup>3</sup> （年長児相当）、満 10 歳（小学 5 年生）、満 13 歳（中学 2 年生）、満 16 歳（高校 2 年生相当）の子どもとその保護者
調査方法	住民基本台帳から上記対象年齢毎に 5 分の 1 程度を無作為に抽出し、郵送により調査票を配布・回収
調査期間	平成 30 年 8 月 9 日から 9 月 3 日まで
有効回答 (回答率)	子ども 1,807 世帯 (30.5%) ※満 5 歳を除く 5,919 世帯中 保護者 2,529 世帯 (33.3%) 最終結果については、平成 30 年度末にとりまとめ公表
集計区分	平成 28 年国民生活基礎調査に基づき、世帯の所得に応じて次のとおり設定し集計。 A 世帯 <sup>4</sup> 等価可処分所得 <sup>5</sup> が 122 万円未満の世帯 B 世帯 等価可処分所得が 122 万円以上の世帯
備考	※厚生労働省の「平成 28 年国民生活基礎調査（平成 27 年の所得）」において算出された等価可処分所得の中央値（244 万円）の半分の額（122 万円）が「貧困線」とされている。 ※本調査では、世帯の所得について、回答者の負担感や回収率への影響を考慮し、50 万～100 万円といった数値の幅を持たせた選択肢で把握することとしたため、選択肢の上限値と下限値の平均値を世帯の所得とみなして算出した。 (例) 世帯の所得が「500～550 万円」、世帯人員が「5 人」と回答した場合 世帯の所得：(500 万円+550 万円) ÷ 2 = 525 万円 等価可処分所得：525 万円 ÷ √5 = 234.8 万円

<sup>3</sup> 満 5 歳は、保護者のみを対象。

<sup>4</sup> 貧困線を基準にした A 世帯と B 世帯の集計区分が本計画における各具体的施策の対象者を区分するものではない。

<sup>5</sup> 等価可処分所得：世帯の可処分所得（所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いた後のいわゆる手取り収入）を世帯員数の平方根（√）で割った所得。

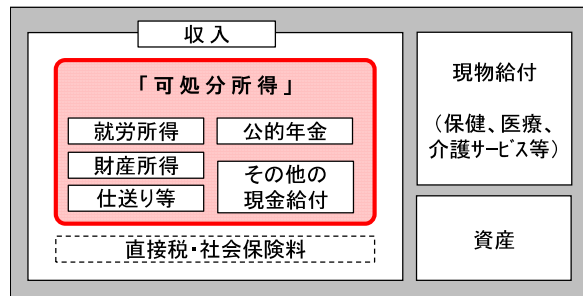
参考 「子どもの貧困率」について

○子どもの貧困率:17歳以下子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合。

○等価可処分所得:世帯の可処分所得を世帯人員数の違いにより調整した所得(可処分所得÷世帯人員数の平方根)をいい、世帯人員の生活水準を数値として表す指標。

◆ 可処分所得の範囲

収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入。  
預貯金や不動産などの資産の多寡は考慮しない。



◆ 等価可処分所得の算出

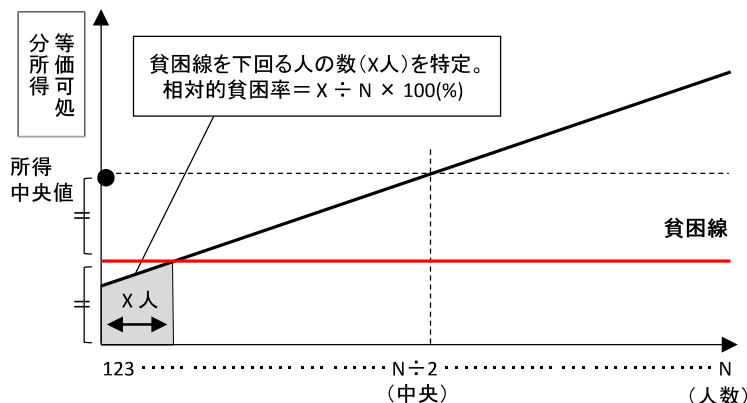
(可処分所得が400万円の場合)

2人世帯 →  $400 \text{万円} \div \sqrt{2} = 283 \text{万円}$     3人世帯 →  $400 \text{万円} \div \sqrt{3} = 231 \text{万円}$

※ 可処分所得400万円の2人世帯は、可処分所得283万円の単身世帯と同じ生活水準。

○貧困線:すべての世帯人員を等価可処分所得の低い順に並べた際に、ちょうど真ん中にあたる人の等価可処分所得の半分の額。

なお、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない人は相対的貧困にあるとされ、その割合を相対的貧困率という。相対的貧困である場合には、その地域や社会において普通とされる生活を享受することができない状態にあるといわれている。



すべての世帯人員を等価可処分所得の低い順に並べる。ちょうど真ん中の人の等価可処分所得が「所得中央値」、その半分の額が「貧困線」となる。貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない人(X人)の全体(N人)に占める割合を「相対的貧困率」という。

## (1) 世帯の状況

### 【現状】

#### ア 家計の格差

「実態調査」の結果をみると、山形市のA世帯構成比（12.0%）は山形県の同構成比（15.8%）を下回っています。

山形市では、A世帯のひとり親世帯の割合は34.8%（母ひとり34.8%、父ひとり0.0%）で、B世帯の同6.7%（母ひとり4.6%、父ひとり2.1%）に比較して高くなっています。世帯構成上、ひとり親であることが世帯収入に影響しています。

（図表 2-6）

図表 2-6 世帯類型別世帯数の構成(山形市、山形県)

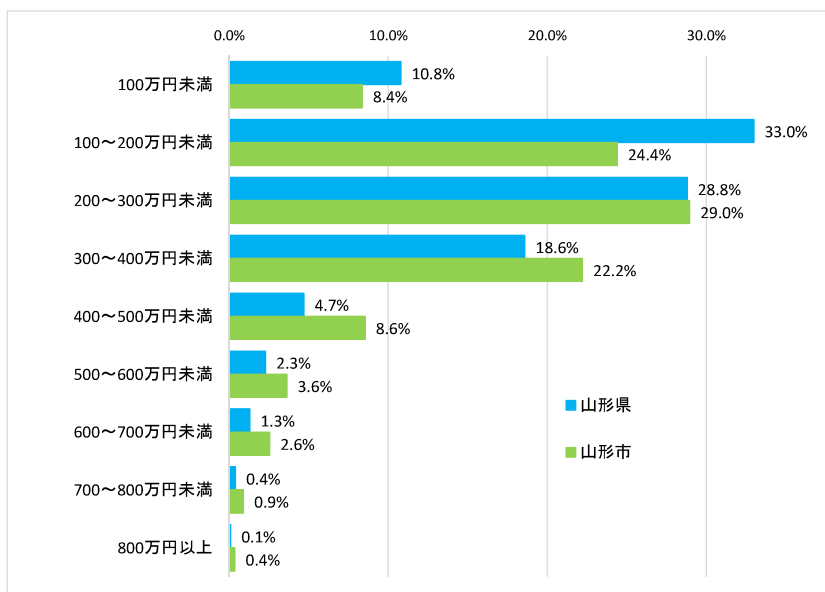
	全世帯	A世帯	B世帯
山形市	549 (100.0%)	66 (12.0%)	483 (88.0%)
山形県	2,303 (100.0%)	363 (15.8%)	1,940 (84.2%)

	世帯数	母子世帯		父子世帯		二人親世帯		その他 (不明を含む)
		子ども以外の同居人がいる母子世帯	母子のみ	子ども以外の同居人がいる父子世帯	父子のみ	子ども以外の同居人がいる二人親世帯	二人親と子どものみ	
山形市	549 (100.0%)	45 (8.2%)	14 (2.6%)	10 (1.8%)	5 (0.9%)	482 (87.8%)	306 (55.7%)	12 (2.2%)
A世帯	66 (100.0%)	23 (34.8%)	6 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	42 (63.6%)	22 (33.3%)	1 (1.5%)
B世帯	483 (100.0%)	22 (4.6%)	8 (1.7%)	10 (2.1%)	5 (1.0%)	440 (91.1%)	284 (58.8%)	11 (2.3%)
山形県	2,303 (100.0%)	245 (10.6%)	132 (5.7%)	76 (3.3%)	27 (1.2%)	1,919 (83.3%)	1,114 (48.4%)	63 (2.7%)
A世帯	363 (100.0%)	114 (31.4%)	62 (17.1%)	9 (2.5%)	1 (0.3%)	229 (63.1%)	92 (25.3%)	11 (3.0%)
B世帯	1,940 (100.0%)	131 (6.8%)	70 (3.6%)	67 (3.5%)	26 (1.3%)	1,690 (87.1%)	1,022 (52.7%)	52 (2.7%)

資料：山形県子どもの生活実態調査報告書（平成31年3月、山形県）、及び同調査の山形市分集計表より作成

また、山形市の等価可処分所得の分布は、200万円～300万円未満が29.0%と最も多く、県の等価可処分所得の分布が最も多い100万円～200万円未満（33.0%）とは異なっており、山形市の家計の経済状況は、平均的には山形県と比較して困窮度が低いと言えます。（図表 2-7）

図表 2-7 等価可処分所得(山形市、山形県)



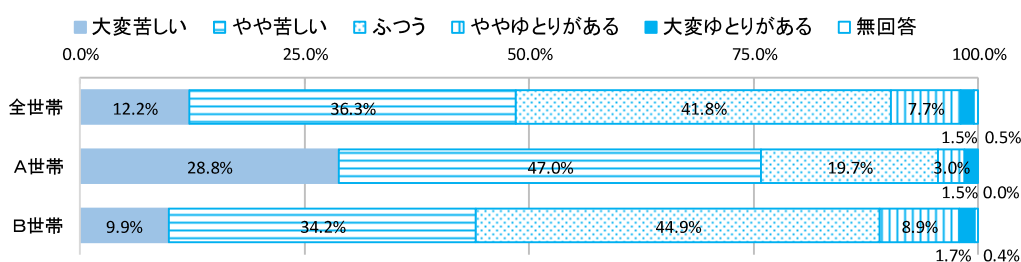
資料：山形県子どもの生活実態調査報告書（平成31年3月、山形県）、及び同調査の山形市分集計表より作成

## イ 家庭生活への影響

世帯の所得の状況は、家庭の生活実態に影響を及ぼしています。

山形市のB世帯では現在の暮らしぶりに困難を感じている世帯の比率（「大変苦しい」と「やや苦しい」と回答した世帯の比率の合計）は44.1%（「大変苦しい」9.9%、「やや苦しい」34.2%）であるのに対し、A世帯では同75.8%（「大変苦しい」28.8%、「やや苦しい」47.0%）に達しています。（図表 2-8）

図表 2-8 生活意識の状況(山形市)



資料：山形県子どもの生活実態調査報告書（平成31年3月、山形県）、及び同調査の山形市分集計表より作成

具体的には、A世帯では公共料金（電気、ガス、水道、電話）、家賃や住宅ローンの滞納を約1割の世帯が経験しているなど、家庭生活を支える部分にまで困窮が及んでいる世帯が存在する実態が明らかとなっています（図表 2-9）。

図表 2-9 経済的理由による経験(山形市)



資料：山形県子どもの生活実態調査（平成31年3月、山形県）の山形市分集計表より作成

【課題】

課題の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ひとり親家庭等に対する就労及び生活支援</li> <li>➤親の家計管理・生活基盤・生活習慣の立て直し</li> </ul>

ひとり親家庭等の生活基盤を安定させるため、就労支援を通じた自立・生活支援が課題となっています。

また、親の金銭感覚を正常化するための教育の機会づくり、家計管理、生活習慣の立て直しが課題となっています。

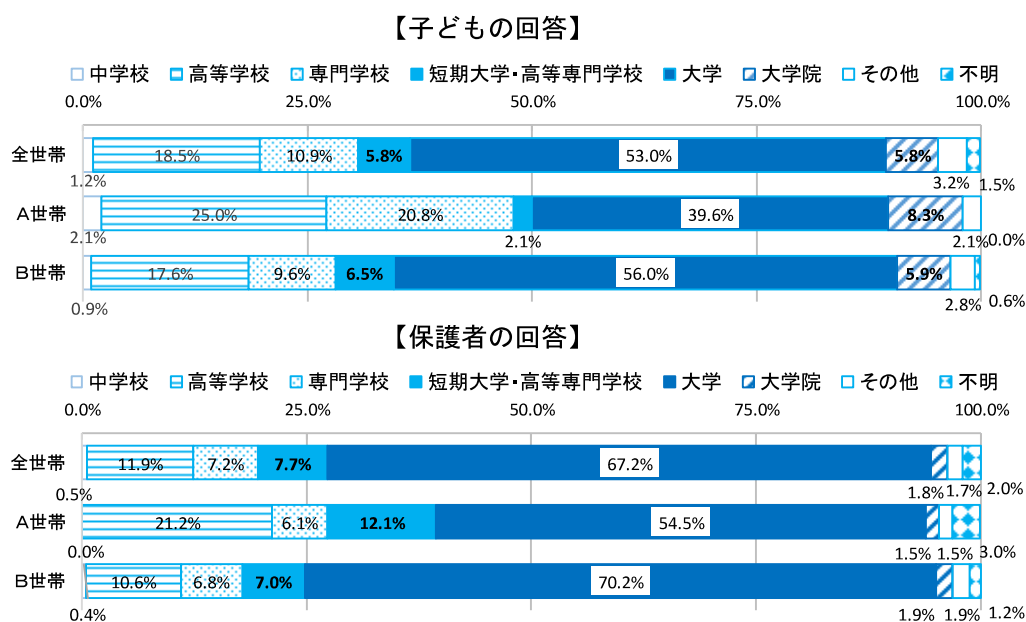
## (2) 子どもの進学状況

### 【現状】

世帯の所得格差は子どもの進学の面にも影響が見られます。山形市のA世帯の子どもは大学までの進学希望の比率（39.6%）がB世帯（56.0%）よりも低く、同様の傾向は保護者の回答からもうかがえます（子どもに大学までの進学を希望する保護者の比率はA世帯54.5%、B世帯70.2%）（図表 2-10）。

A世帯の子どもが家計に配慮して高等な教育機関への進学に消極的になっている可能性があります。これは、経済的理由によって子ども自らが教育を受ける機会をあきらめていることを示す現象です。

図表 2-10 進学の希望(山形市)



資料：山形県子どもの生活実態調査（平成31年3月、山形県）の山形市分集計表より作成

### 【課題】

#### 課題の内容

- 進学に向けた資金の確保
- 教育・学習支援の拡充

貧困状態にある家庭では、まとまった支出への備えができていません。とりわけ、進学に向けた資金の確保が課題となっています。

進学の際に利用する貸与型奨学金の返済は、将来的に子ども自身の重荷となることが指摘されており、国等が実施している給付型奨学金の拡充が解決策として注目されています。

また、学習習慣を獲得していくための、教育・学習支援の拡充が課題となっています。

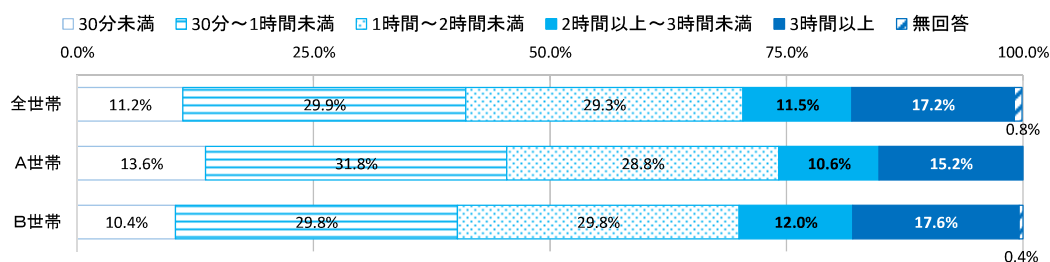


### (3) 子どもと保護者のコミュニケーション不足、子どもの孤立

#### 【現状】

世帯の所得格差は子どもと保護者の関係性にも影響を及ぼしています。端的に言えば、低所得家計では子どもと保護者の関わりが希薄になっている傾向があります。A世帯では子どもとのコミュニケーション時間（勉強をみる、一緒に遊ぶ、学校の話をするなど）がB世帯に比較して少なく（図表 2-11）、このことが子どもの成長に何らかの影響を及ぼしてはいないか、危惧されます。

図表 2-11 1日あたりの子どもとのコミュニケーション時間(山形市)



資料：山形県子どもの生活実態調査報告書（平成31年3月、山形県）の山形市分集計表より作成

#### 【課題】

##### 課題の内容

##### ➤ 孤立家庭の解消と子どもの居場所づくり

貧困状態にある家庭では他者・周囲との接点取りにくくなる、交際範囲が狭まるなど、家庭が孤立することにより、DVやネグレクト等の問題が見えづらくなる場合があります、孤立の解消が課題です。

貧困状態にある家庭が外部との接点を持ち、孤立を回避するために、学校や地域において、家庭以外の子どもの居場所をつくるのが課題となります。

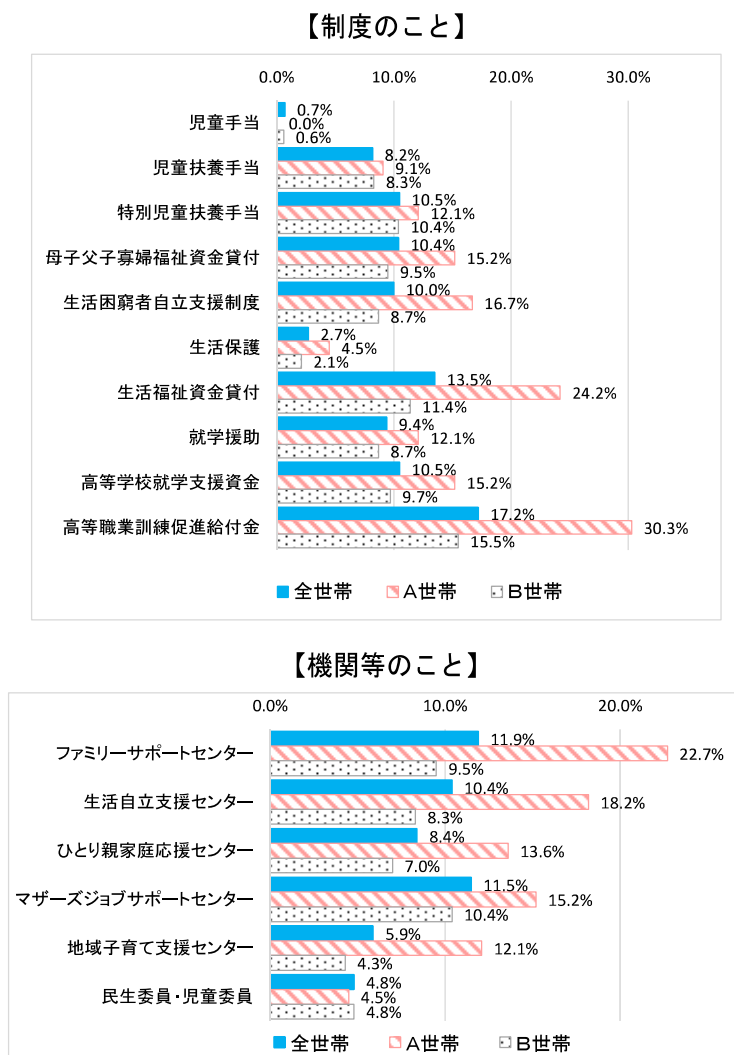
#### (4) 公的支援制度の利用意向等

##### 【現状】

##### ア 公的支援制度

公的支援制度に関して山形市のA世帯では、「制度のことを知らなかった」比率が「高等職業訓練促進給付金（30.3%）」「生活福祉資金貸付（24.2%）」などでB世帯と比較して高くなっています。同様に、「機関等のことを知らなかった」とする割合がA世帯で高くなっています。（図表 2-12）

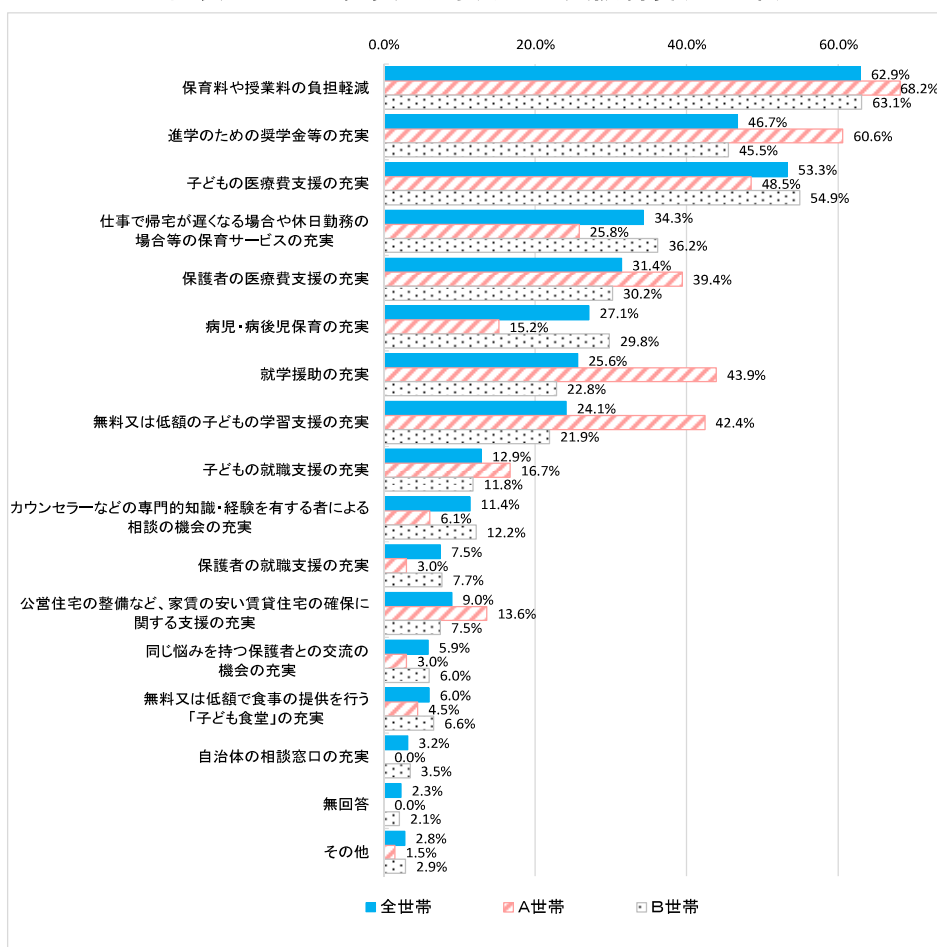
図表 2-12 「制度のことを知らなかった」「機関等のことを知らなかった」割合（山形市）



資料：山形県子どもの生活実態調査報告書（平成31年3月、山形県）の山形市分集計表より作成

充実が必要な公的支援制度に関しては、「保育料や授業料の負担軽減」「進学のための奨学金等の充実」「子どもの医療費支援の充実」など経済的支援が上位を占めています。特徴的なのは、山形市のA世帯で「進学のための奨学金等の充実」「就学援助の充実」「無料又は低額の子どもの学習支援の充実」の比率がいずれもB世帯に比較して高くなっていることです。A世帯では子どもの教育・学習、進学に係る支援の充実へのニーズがあると言えます。（図表 2-13）

図表 2-13 充実が必要な公的支援制度(山形市)



資料：山形県子どもの生活実態調査報告書（平成31年3月、山形県）の山形市分集計表より作成

## 【課題】

### 課題の内容

- ▶ 公的支援制度等の的確な広報・周知
- ▶ 行政、学校、支援組織等の連携強化、ネットワークづくり

本当に支援を必要とする世帯に支援策が知られていない、支援策が届きにくい状態を解消するため、公的支援制度等の的確な広報・周知を図ることが課題となっています。

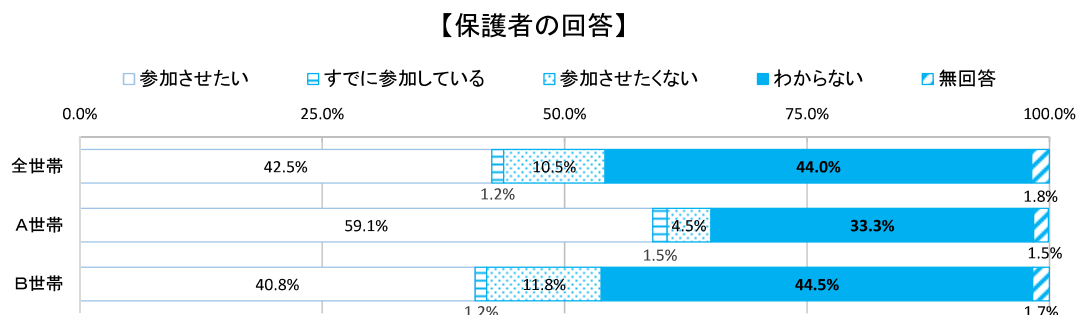
また、支援を必要とする子どもに関する情報を行政、関係機関が共有し、可能な限り漏れなく支援を行うため、行政、学校と関係機関等との連携強化、子どもを包む支援のネットワークの形成が課題となっています。

## イ 無料または低額の学習支援

山形市の保護者の無料または低額の学習支援の参加意向は、肯定的な意見（参加させたい、すでに参加している）が、A世帯で約6割、B世帯で約4割とA世帯の方が学習支援への参加には肯定的です。A世帯ではB世帯と比較して保護者の学習支援利用意向が強いと言えます。

一方、学習支援への参加の可否について、「わからない」とする保護者も3割～4割いることから、実際の学習支援がどのように行われているか、その内容と運営等について周知が必要となっています。(図表 2-14)

図表 2-14 無料または低額の学習支援への参加意向(山形市)

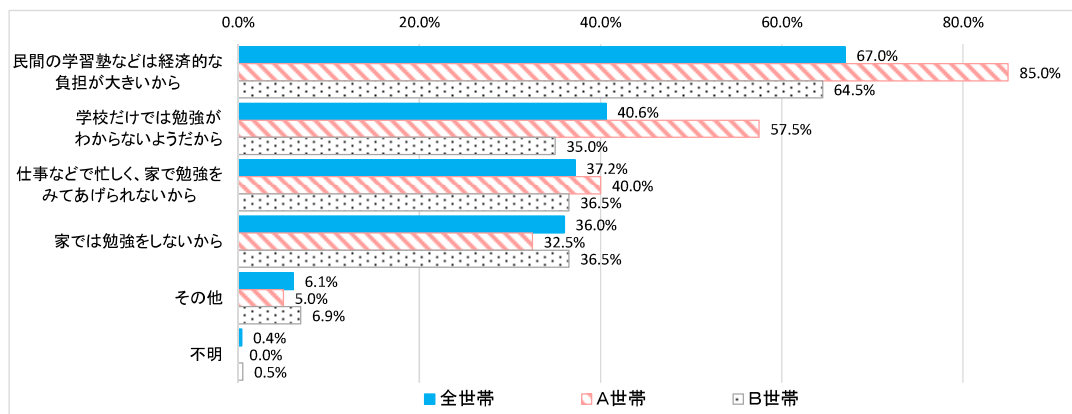


資料：山形県子どもの生活実態調査（平成31年3月、山形県）の山形市分集計表より作成

学習支援機能を希望する理由は、「民間の学習塾などは経済的な負担が大きいから（A世帯85.0%、B世帯64.5%）」とする経済的なこと、「学校だけでは勉強がわからないようだから（A世帯57.5%、B世帯35.0%）」とする子どもの学力への不安です。(図表 2-15)

A世帯においては学習支援に対するニーズが確実にあると言えます。

図表 2-15 学習支援に参加させたい(既に参加している)理由(山形市)



資料：山形県子どもの生活実態調査（平成31年3月、山形県）の山形市分集計表より作成

【課題】

課題の内容

▶学習意欲の醸成

貧困家庭に対する学習支援の目的は一般的な学習塾の代替ではありません。

教育・学習支援を充実させることによって子どもが生活パターンを正常化させ、学習習慣を身に付ける過程で学びの楽しさと学習意欲を醸成させることが課題となっています。

---

### 3 ヒアリング調査からみる現状と課題

山形市では、子どもの貧困実態、及び支援する側の実情を把握し、課題を抽出するために社会福祉団体等の支援組織、学習支援、地域食堂等を運営する民間団体、計5つの組織に令和2年2月から3月にかけてヒアリング調査を実施しました。

#### (1) 貧困状態にある家庭とのつながり

本当に支援を必要としている子どもたちに支援が届いているかが問題。親が相談に来なければ貧困状態にある家庭はそのまま見過ごされ、行政や支援組織等と貧困状態にある家庭のつながり、関係づくりができないまま、子どもの貧困が埋もれてしまうとの指摘がありました。貧困状態にある子どもを適切に把握し、支援を行き渡らせることが課題となっています。

#### (2) 生活の支援制度について

貧困状態にある家庭に対する支援制度が複雑である。また、それぞれの家庭の事情に合った支援策をトータルに、しかもワンストップで提示するには十分な知識と経験が必要との声が聞かれました。支援を必要とする家庭それぞれに合った支援策を提示し、実際の支援につなげるにはスキルの高い相談員が求められ、相談支援の拡充が課題となっています。

#### (3) 就労支援の難しさについて

貧困から脱却するためには、親の就労が重要、就労によって安定した収入が得られなければすべては始まらないとの意見がヒアリング先の社会福祉団体等の支援組織すべてから聞かれました。貧困状態にある家庭の生活基盤・生活習慣の立て直しのためには、就労支援が課題となっています。

---

(白紙)

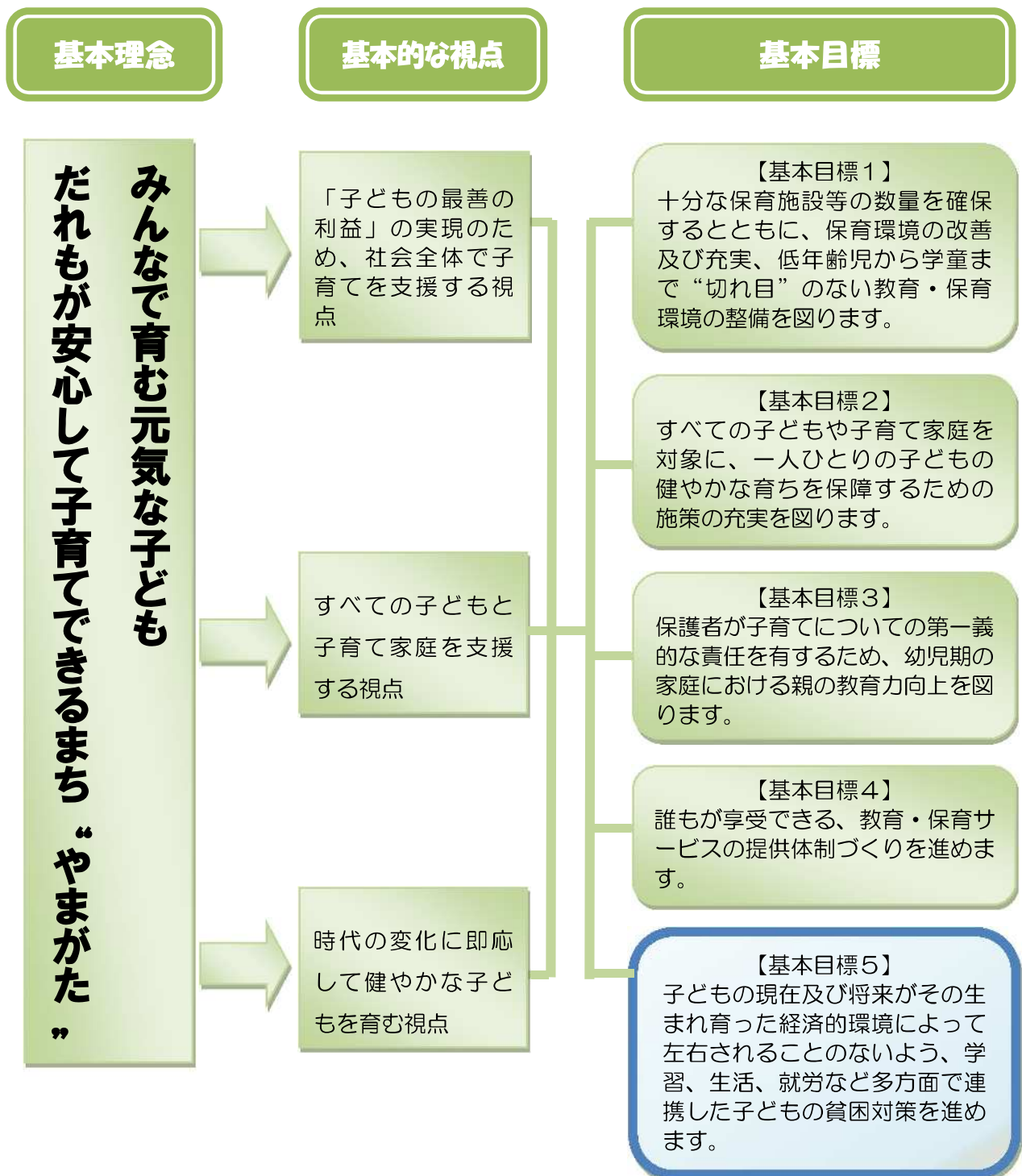
## 第3章 計画の目標と具体的な取組

### 1 計画の目標、施策推進の方向性と体系

#### (1) 目標

本計画の目標は、「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年3月策定）の「基本目標5」に位置付けられています。

## 第二期山形市子ども・子育て支援事業計画の体系



---

## (2) 施策推進の方向性

家庭や保護者の経済的事情等子ども自身には何ら責任のない理由によって十分な教育・保育を受けられなくなったり、世代を越えて貧困の連鎖が繰り返される事態は避けなければなりません。

すべての子どもが経済的環境によらず、年齢及び発達に応じて必要な教育・保育を受けるとともに、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるための施策を推進します。

## (3) 計画の施策体系

計画の施策体系を右図に示します。なお、本計画の目標を実現するための重要施策項目は「子供の貧困対策に関する大綱」に則して

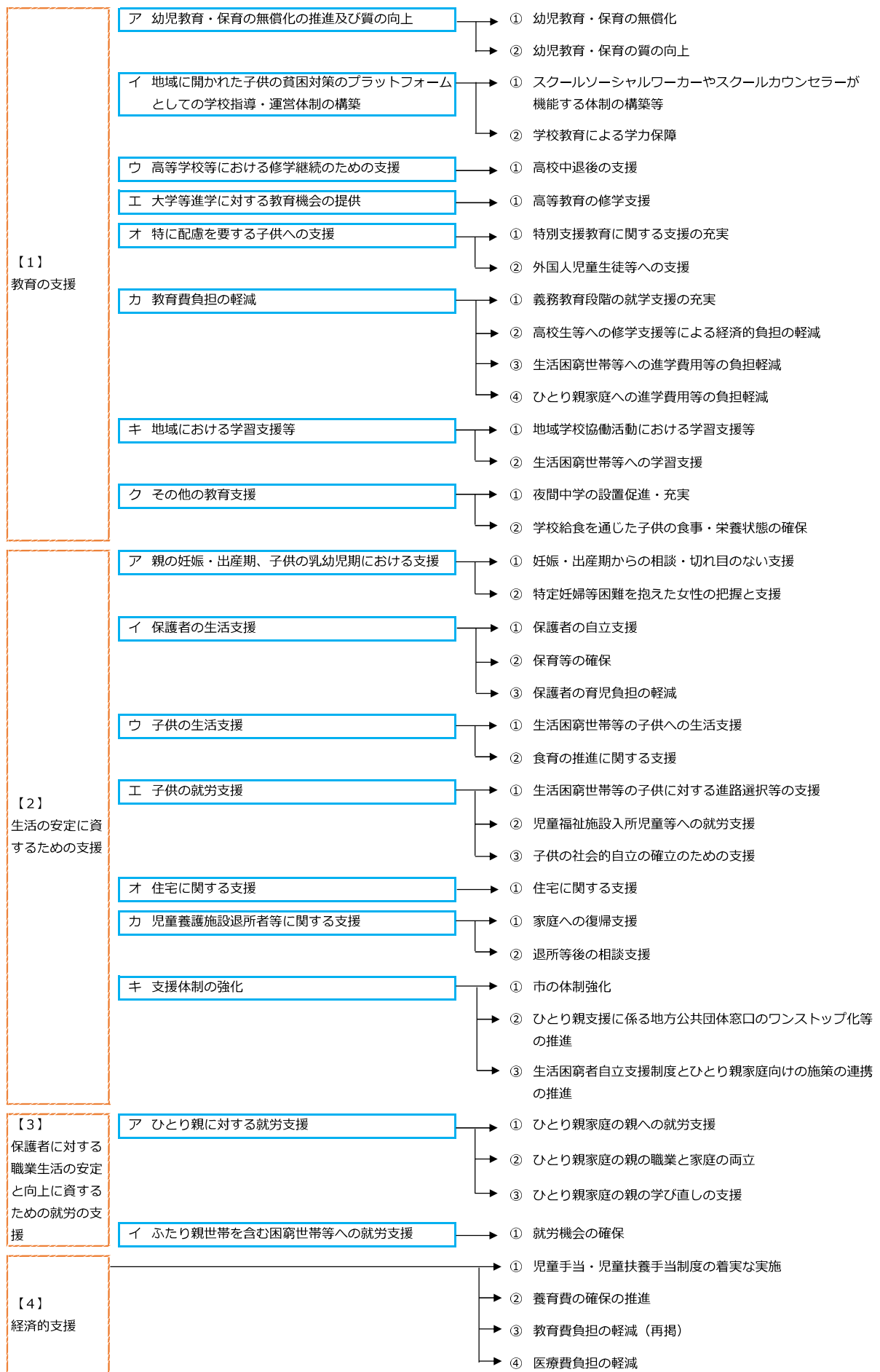
- 【1】 教育の支援
- 【2】 生活の安定に資するための支援
- 【3】 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 【4】 経済的支援

の4点とします。

実施主体が市でない場合は、国、県と連携して施策を進めていきます。



図表 3-1 本計画の施策体系図



## 2 子どもの貧困対策に結びつく具体的な取組

計画の施策体系を受けて、目標の実現に結びつく事業を以下に掲げます。  
実施主体が市でない場合は、国、県と連携して施策を進めていきます。

### (1) 教育の支援

幼児教育・保育の充実を図りながら、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、様々な課題を抱える児童生徒に対応できる体制づくりを進めます。また、国、県の施策と連動しながら取組について検討し、低所得世帯の教育負担の軽減を図るとともに、関係機関や地域の住民団体等とも連携した支援体制を拡充していきます。

図表 3-2 目標の実現に結びつく具体的な取組 【1】教育の支援

【1】教育の支援		
施策の内容(区分)	項目	事業名
ア 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	①幼児教育・保育の無償化	幼児教育・保育無償化事業
		実費徴収に係る補足給付事業
		第3子等保育料無料化事業(ひとり親世帯等の保育料負担軽減)
	②幼児教育・保育の質の向上	研修の実施
		適切な指導監査・評価等の実施
イ 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	①スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等	[スクールソーシャルワーカー]いじめ対策・不登校支援等総合推進事業(国)
		[スクールカウンセラー]教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策・不登校支援等総合推進事業)(国)、チーム学校生徒支援体制整備事業、スクールカウンセラー活用事業(県)
		教育相談員配置事業
	②学校教育による学力保障	スクールサポーター事業
スクールボランティア事業		
学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置事業		
		家庭学習のための通信機器整備支援事業
ウ 高等学校等における修学継続のための支援	①高校中退後の支援	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
エ 大学等進学に対する教育機会の提供	①高等教育の修学支援	山形県若者定着奨学金返還支援事業(県・市)

事業の目的、具体的事業内容	対象者	担当課
子育て世代、多子世帯の経済的負担軽減を図ります。	3歳以上の児童、3歳未満の市民税非課税世帯の児童及び第3子以降の児童	保育育成課
新制度未移行園利用の低所得者及び第3子以降児の副食費を免除し、保育所、認定こども園等の利用者との公平及び対象世帯の負担軽減を図ります。	新制度未移行園利用者(要件:市民税所得割額77,101円未満世帯、非課税世帯、第3子以降児)	保育育成課
一定の要件を満たすひとり親世帯を対象に、第1子の保育料を半額、第2子以降を無料とし、負担軽減を図ります。	ひとり親世帯	保育育成課
公民合同の児童福祉施設総合研修会を実施し、必要な知識の習得を図ります。また、民間立保育園・認定こども園協議会における研修会及び私立幼稚園教職員研修会への補助を行い、研修の実施を支援します。	保育園、認定こども園、幼稚園	こども未来課
特定教育・保育施設等の質の確保及び給付費等の支給適正化を図るため、適正に指導監査を行います。	特定教育・保育施設等	こども未来課
いじめや不登校等児童の問題を課題とする小学校へ、教師と学校組織が適切な支援を行えるようサポートする人材を派遣し、児童の状況、各学校や地域の実情を踏まえ、学校の持つ教育の力が十分に発揮されるよう支援を行います。	市立小中学校	学校教育課
児童生徒や保護者の悩みやストレスの緩和のための教育相談活動のほか、特別な支援を必要とする児童生徒への支援等を主な業務として行う教育相談員を配置することで、児童生徒のいじめ・不登校など、生徒指導上の問題行動等の未然防止や改善を図ります。	市立小中学校	学校教育課
大学生を各校の希望に基づいて小中学校に派遣し、各校における指導を支援し、学力の向上を図ります。	市立小中学校	学校教育課
小学校外国語活動支援及び個別の学習支援のため、スクールボランティアを一般成人から募集し、小中学校へ派遣することで、学力の向上を図ります。	市立小中学校	学校教育課
保護者や地域住民からなる学校運営協議会を設置し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させることができるコミュニティ・スクールの設置と共に、地域学校協働本部と連携し、学習支援等の充実を図ります。	市立小中学校	学校教育課
経済的にWi-Fi環境を整えられない家庭に対して、小中学校の臨時休校等の緊急時に子どもたちが家庭で学習を継続できる環境を整備するため、モバイルルーターなどの貸し出しを行い、インターネット通信による学習環境を提供します。	市立小中学校の児童・生徒	学校教育課
母子家庭及び父子家庭の自立支援のため、親自身または児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを終了した場合、受講費用の一部を支給し、ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童の学び直しを支援します。	ひとり親家庭の親、児童	家庭支援課
若者の県内帰帰・定着を促進するため、大学卒業後に山形県内で就職する等の要件を満たす方の奨学金の返還を支援し、負担軽減を図ります。	要件を満たした者(県内に居住し、県内の高等学校等を卒業見込み、もしくは卒業すること・日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)の貸与を受ける事など)	雇用創出課 学校教育課

施策の内容(区分)	項目	事業名
オ 特に配慮を要する子供への支援	①特別支援教育に関する支援の充実	適切な就学先を判断するための教育支援相談
	②外国人児童生徒等への支援	在住外国人等日本語習熟支援事業 日本語教室
カ 教育費負担の軽減	①義務教育段階の就学支援の充実	要保護・準要保護児童生徒等就学援助
		山形市児童・生徒遠距離通学費補助金事業
		山形市生徒冬季通学費補助金事業
		特別支援教育就学奨励費
	②高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減	山形市私立高等学校生徒学費補助金事業
	③生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減	進学準備給付金支給事業
大学在学中の住宅扶助を減額しない措置		
④ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再掲)	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	
キ 地域における学習支援等	①地域学校協働活動における学習支援等	地域学校協働本部の設置事業
	②生活困窮世帯等への学習支援	子どもの学習・生活支援事業(長期休暇を利用した短期(集合型)学習支援)
		子どもの学習・生活支援事業(定期的な家庭訪問による面談)
		子どもの学習・生活支援事業(訪問型(家庭教師型)学習指導)
		ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業
ク その他の教育支援	①夜間中学の設置促進・充実	夜間中学の設置に向けた取組(県)
	②学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保	生活保護(教育扶助)
		要保護・準要保護児童生徒等就学援助(再掲)

具体的施策

事業の目的、具体的事業内容	対象者	担当課
発達検査、参観、保護者との面談、障がいの状況等を把握し、教育支援委員会の意見を基に、保護者と合意形成を図りながら適切な就学先及び在籍する学級を決定する等の支援を行います。	就学児及び在籍児童生徒	学校教育課
市立小中学校に在籍する児童生徒のうち、学校生活における日本語理解が不十分な者について、支援員の指導の下、日本語の習熟支援を行います。	日本語の理解が不十分な児童生徒	学校教育課
在住外国人を対象とした初級レベルの日本語教室を開催し、語学支援を実施します。	在住外国人	国際交流センター
経済的理由によって就学が困難であると認められる児童生徒及び小学校就学予定者の就学を支援します。世帯要件の判断基準の緩和により、対象者の拡充を図ります。	要保護児童生徒、準要保護小学校就学予定者、準要保護児童生徒	学校教育課
遠距離通学児童・生徒の保護者の負担軽減を図ります。	通学距離が片道4km以上の児童及び片道6km以上の生徒の山形市民の保護者(市立小中に限る)	学校教育課
冬季の通学における生徒の保護者の負担軽減を図ります。	市立中学校の生徒で通学距離が片道4km以上6km未満で、冬季に徒歩自転車以外の交通手段を利用している者の山形市民の保護者	学校教育課
特別支援教育を必要とする児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図ります。	山形市立小中学校に在籍し、特別支援教育を必要とする児童生徒	学校教育課
私立高等学校に在学する生徒の就学に係る保護者の負担軽減を図ります。	私立高校生徒の山形市民の保護者で市県民税所得割が5万円以内の者	学校教育課
生活保護世帯の子どもの大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を支援します。進学のため転居する際は30万円、現在の自宅から通学する際は10万円を支給します。	生活保護世帯で、高校を卒業して大学等に進学する者(対象進学先の規定あり)	生活福祉課
生活保護世帯の子どもの大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を支援します。奨学金等を受けながら大学等に進学すると世帯分離という取扱いになり、進学後は進学した者の分の生活保護費は支給されませんが、現在の自宅から進学する方の世帯については、住宅扶助費の減額を行わないことで負担軽減を図ります。	大学等進学後も引き続き出身の生活保護世帯と同居している者	生活福祉課
母子家庭及び父子家庭の自立支援のため、親自身または児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを終了した場合、受講費用の一部を支給し、ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童の学び直しを支援します。	ひとり親家庭の親、児童	家庭支援課
母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付事業の活用により当面必要な生活資金を確保し、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。	ひとり親家庭の親、児童	家庭支援課
幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、子どもたちの成長を支え地域を創生する活動を行う「地域学校協働本部」を設置し、地域の子どもの状況に配慮した学習支援等を行います。	保護者、地域住民、関係団体等	社会教育 青少年課
夏休み・冬休みを利用した短期(集合型)学習支援を実施し、学力の向上はもとより、机に向かう習慣づくりや日常生活習慣の形成、社会性の育成を図ります。	小中学生のいる生活保護世帯及び就学援助受給世帯のうち希望する世帯	生活福祉課
学習支援員(教員免許を持つ嘱託職員)を中心に、子どもへの教育の必要性や子どもとの接し方に関する助言の実施、家庭訪問や保護者面談とおした子どもの学習状況の確認や養育に関する親の悩みに寄り添った相談支援を行います。	小中学生及び中退のおそれのある高校生のいる生活保護世帯、就学援助受給世帯のうち希望する世帯、自立相談支援機関より紹介された世帯(支援を要すると思われる世帯も含む)	生活福祉課
学習支援員(教員免許を持つ嘱託職員)が訪問型(家庭教師型)学習指導を長期休暇を利用して、おおむね1～2時間をめどに実施します。	小中学生及び中退のおそれのある高校生のいる生活保護世帯、就学援助受給世帯のうち希望する世帯、自立相談支援機関より紹介された世帯(支援を要すると思われる世帯も含む)	生活福祉課
ひとり親家庭の子どもに対し、無料の学習支援(集合型学習指導)を実施し、学習や生活の相談に応じるとともに生活向上に関し必要な情報提供等を行います。	ひとり親家庭の親、児童	家庭支援課
中学校段階での学び直しを必要としている方に対して、学び直しの機会を提供するために、ニーズ調査の実施や夜間中学の設置の検討等の取り組みを進めます。山形市は県に協力し、相談窓口となります。	中学校段階での学びなおしを必要としている方	学校教育課
経済的理由によって就学が困難であると認められる児童生徒及び小学校就学予定者の就学を支援します。(学校給食費の補助により適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。)	生活保護世帯の児童生徒	生活福祉課
経済的理由によって就学が困難であると認められる児童生徒及び小学校就学予定者の就学を支援します。世帯要件の判断基準の緩和により、対象者の拡充を図ります。	要保護児童生徒、準要保護小学校就学予定者、準要保護児童生徒	学校教育課

## (2) 生活の安定に資するための支援

親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、ひとり親支援窓口の充実や必要な支援に結びつけるための情報発信の充実を図り、様々な課題を抱える子ども及びその保護者の生活の安定に資するための支援について、関係機関と連携しながら多方面で実施します。

図表 3-3 目標の実現に結びつく具体的な取組 【2】生活の安定に資するための支援

【2】生活の安定に資するための支援			
施策の内容(区分)	項目	事業名	
ア 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援	①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	母子保健相談支援事業	
		助産施設への措置	
	②特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援	母子生活支援施設への措置入所	
イ 保護者の生活支援	①保護者の自立支援	生活保護ケースワーカーによる家庭訪問・面談	
		生活困窮者自立相談支援事業(生活サポート窓口)による相談支援	
		安定雇用促進スキルアップ給付金	
		専門人材就職支援給付金	
	②保育等の確保	幼稚園2歳児就園保育料軽減補助事業	
		認可外保育施設利用者軽減補助事業	
		放課後児童クラブ保育料軽減補助事業	
	③保護者の育児負担の軽減	こどもショートステイ事業	
	ウ 子供の生活支援	①生活困窮世帯等の子供への生活支援	子どもの学習・生活支援事業(定期的な家庭訪問による面談)(再掲)
			生活保護ケースワーカーによる家庭訪問・面談(再掲)
ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業(再掲)			
子どもの居場所づくり			

事業の目的、具体的事業内容	対象者	担当課
山形市保健所に母子保健コーディネーターを配置し、全ての妊婦の状況を把握するとともに、支援を必要とする子育て世帯に対し、妊産婦の個々の状況に応じた包括的な相談を行います。	全ての妊産婦	母子保健課
経済的な理由により出産費用の負担が困難で、他からの援助も期待できない妊産婦を対象とし、出産に向けた準備、相談、出産費用等の支援を行うために助産施設への措置を行います。	特定妊婦	家庭支援課
児童の福祉に困難を抱える母子世帯等について、母子生活支援施設へ保護するとともに、自立促進へ向けた生活支援を行います。	子どもの養育に支援が必要な母子、DV等による避難が必要な母子	家庭支援課
生活保護受給世帯の生活状況等を把握し、自立を助長するための指導を行います。	生活保護受給世帯	生活福祉課
相談に応じたアセスメントを実施して、個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる等、生活困窮者の自立を支援します。	生活保護世帯を含む生活困窮者、その他関係者	生活福祉課
安定雇用の促進を図るため、技能訓練を受講終了した者に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。	求職中の市民及び45歳以下の者	雇用創出課
求職者及び労働者の中長期的なキャリアアップを推進し、再就職等をを目指す者の市内での就職を支援します。	2年以上の社会人経験を経て、指定する国家資格の取得後、1年以内に資格を活かして市内で就労する市民	雇用創出課
幼稚園2歳児の保育料を軽減することで、2歳児預かりの利用を促進し、待機児童解消を図ります。	幼稚園の2歳児預かり利用者(要件:所得、第3子以降児等)	保育育成課
認可外保育施設利用者に補助金を交付し、多子世帯等の負担軽減を図ります。	認可外保育施設利用者(要件:同時在園、第3子以降児、所得、ひとり親・障がい者世帯)	保育育成課
経済的理由により放課後児童クラブの利用を控えることがないよう、子育て世帯の負担軽減を図ります。	放課後児童クラブ利用世帯のうち、生活保護または就学援助受給世帯もしくは兄弟姉妹利用世帯(所得制限あり)	保育育成課
山形学園及びむつみハイムに加えて乳児院はやぶさを受入れ施設として確保し、ショートステイ事業(日中の預かり)とトワイライト事業(夜間預かり)により、事前登録制により、児童を預かります。ひとり親世帯を対象に利用時の利用料金の負担軽減と送迎支援の拡充を図ります。	小学生以下の児童を養育する親	家庭支援課
学習支援員(教員免許を持つ嘱託職員)を中心に、子どもへの教育の必要性や子どもとの接し方に関する助言の実施、家庭訪問や保護者面談とおした子どもの学習状況の確認や養育に関する親の悩みに寄り添う相談支援を行います。	小中学生及び中退のおそれのある高校生のいる生活保護世帯、就学援助受給世帯のうち希望する世帯、自立相談支援機関より紹介された世帯(支援を要すると思われる世帯も含む)	生活福祉課
生活保護受給世帯の生活状況等を把握し、自立を助長するための指導を行います。	生活保護受給世帯	生活福祉課
ひとり親家庭の子どもに対し、無料の学習支援(集合型学習指導)を実施し、学習や生活の相談に応じるとともに生活向上に関し必要な情報提供等を行います。	ひとり親家庭の親、児童	家庭支援課
子どもやその保護者、地域住民が交流できる居場所づくりを進め、地域において孤立しがちな世帯の解消を図ります。	児童生徒・保護者等	家庭支援課

施策の内容(区分)	項目	事業名
ウ 子供の生活支援	②食育の推進に関する支援	離乳食教室
		栄養相談
エ 子供の就労支援	①生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援	子どもの学習・生活支援事業(進路に関する相談助言)
	②児童福祉施設入所児童等への就労支援	山形県児童自立支援事業(県)
	③子供の社会的自立の確立のための支援	山形県若者定着奨学金返還支援事業(県・市)(再掲) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業(再掲)
オ 住宅に関する支援	①住宅に関する支援	市営住宅へ母子・父子家庭等の優先入居
カ 児童養護施設退所者等に関する支援	①家庭への復帰支援	児童相談所(児童福祉司)による助言指導(県)
	②退所等後の相談支援	児童養護施設退所後の就労、定住支援(県)
キ 支援体制の強化	①市の体制強化	児童家庭相談事業
		(仮称)子ども家庭総合支援拠点の設置運営
		ひとり親家庭等相談事業
		外国人相談窓口事業
		障がい福祉相談支援事業
		青少年悩み事相談事業
		子育て支援情報の発信
	②ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進	ひとり親支援窓口のワンストップ化の推進
	③生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	親子健やか医療

具体的施策



事業の目的、具体的事業内容	対象者	担当課
離乳食の進め方について知ってもらい、実際に離乳食を作って試食することを通して、極めて大きな役割を果たす時期でもある乳幼児期から望ましい食習慣や食生活の形成を図ります。	乳児の保護者	健康増進課
疾病や障がい、経済状況等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえ、管理栄養士による離乳食や幼児から大人までの栄養・食生活の相談支援を行います。	全ての市民	健康増進課
保護者に対し、子どもの学習・進路・就学資金に関する相談助言を行います。	小中学生及び中退のおそれのある高校生のいる生活保護世帯、就学援助受給世帯のうち希望する世帯、自立相談支援機関より紹介された世帯(支援を要すると思われる世帯も含む)	生活福祉課
児童養護施設入所児童の就労に向けた自動車運転免許取得費用について、1人あたり30万円を上限として補助を行います。山形学園が相談窓口となり、施設設置者である山形市が県へ申請を行います。	児童入所施設に入所し、就労内定又は求職活動中であり、自動車教習所に入校している児童	家庭支援課
若者の県内回帰・定着を促進するため、大学卒業後に山形県内で就職する等の要件を満たす方の奨学金の返還を支援し、負担軽減を図ります。	要件を満たした者(県内に居住し、県内の高等学校等を卒業見込み、もしくは卒業すること・日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)の貸与を受ける事など)	雇用創出課 学校教育課
母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付け事業の活用により当面必要な生活資金を確保し、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。	ひとり親家庭の親、児童	家庭支援課
20歳未満の子を扶養している母子(父子)世帯等(要援護世帯)への割当て住宅を選定したうえで入居募集を行い、一般向け住宅と併せての申込を可能とすることで、入居の便宜を図ります。	ひとり親家庭等(要援護世帯)	管理住宅課
児童入所施設等の措置解除後の子どもが家庭に復帰する際に、児童相談所がその家庭環境を考慮し、保護者に子どもへの接し方等の助言、カウンセリングを実施します。必要に応じて山形市要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。	児童生徒・保護者等	家庭支援課
県内の児童養護施設などを退所後に進学し、県内の事業所に就労内定した者を対象に自動車運転免許取得、県内への就職活動経費、住居費用に対して補助を行います。山形学園が相談、申請窓口となります。	県内児童養護施設を退所後に進学して県内への就労内定者	家庭支援課
児童、家庭の相談に応じ、ニーズや児童の家庭環境等を的確に捉え、効果的な支援を行います。	児童生徒・保護者等	家庭支援課
(仮称)子ども家庭総合支援拠点機能を設置し、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、児童相談所等の関係機関との連絡調整、その他の必要な支援を行います。	子どもとその家庭、妊産婦等	家庭支援課
母子・父子自立支援員等を配置し、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援を行います。	ひとり親世帯	家庭支援課
在住外国人に対し、市役所での手続きや日常生活での悩み相談を行う「一般相談」と、家族の呼び寄せや婚姻、法律、在留資格等に関する相談などを、行政書士と多言語による専門相談員立会いのもと行う「専門相談」を実施します。	在住外国人	国際交流センター
身近な総合相談窓口として、市内6相談支援事業所に委託を行い、障がい者、障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。	障がい児・者及びその家族	障がい福祉課
少年相談員が、少年や保護者等が抱える様々な悩みや問題等の相談に応じ、青少年の健やかな成長へのサポートとなる支援を行います。	児童生徒・保護者等	社会教育 青少年課
子育てガイド、ひとり親家庭支援ガイドの作成・配布、すくすくネット等による広報周知に加えて、わかりやすい制度の周知と必要な支援に結びつけるためのSNS等を活用した情報発信の拡充を図ります。	子育て世帯	こども未来課 保育育成課 家庭支援課
毎年8月の児童扶養手当の現況届等の事務手続きに係る負担軽減のため、公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略を推進します。また、現況届の手続きの際に、ひとり親支援に関するチラシ等の配布による周知を行い、ひとり親への相談支援の拡充を図ります。	ひとり親世帯	家庭支援課
18歳以下の児童及び当該児童を扶養しているひとり親で、所得税非課税者である場合、保険適用分の医療費の無料化を図り、負担軽減を図ります。	所得税非課税で就労しているひとり親家庭の親、児童	家庭支援課

### (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

主に貧困線を下回る割合が高くなっているひとり親世帯に対し、職業生活の安定と向上につながる資格取得等を支援するとともに、就労に関する相談及び支援体制について拡充を進めます。

図表 3-4 目標の実現に結びつく具体的な取組 【3】保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

【3】 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援			
施策の内容(区分)	項目	事業名	
具体的 施策	ア ひとり親に対する就労支援	母子及び父子家庭自立支援給付金事業	
		高等職業訓練促進給付金等事業	
		①ひとり親家庭の親への就労支援 ひとり親家庭生活応援給付金等事業 (県・市)	
		ひとり親家庭就業・自立支援事業 (県・市)	
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (再掲)	
	②ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立	ひとり親家庭子育て生活支援事業(県)	
		こどもショートステイ事業(再掲)	
	③ひとり親家庭の親の学び直しの支援	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (再掲)	
	イ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援	①就労機会の確保	生活保護受給世帯に対する就労支援

事業の目的、具体的事業内容	対象者	担当課
母子家庭及び父子家庭の自立支援のため、就労を目的とした資格取得に要する費用または職業訓練中の生活費の一部を助成します。	ひとり親家庭の親	家庭支援課
ひとり親家庭の親が就職に有利な看護師や保育士等の資格を取得するために専門学校等の養成機関で修学する際に、生活費を支給し、生活の負担軽減を図るとともに資格取得を容易にし、自立を促進します。	ひとり親家庭の親	家庭支援課
「高等職業訓練促進給付金」の支給に加えて生活応援給付金、住まい応援給付金の支給による経済的負担の軽減を図ることで資格取得を容易にし、自立を促進します。更に遠方の学校に通う方を対象に通学応援給付金を支給することで、修学期間中の負担軽減の拡充を図ります。	ひとり親家庭の親	家庭支援課
就職を希望する母子家庭、父子家庭及び寡婦の雇用促進を図るため、山形県が実施している母子家庭等就業・自立支援センター事業に山形市も参画し共同運営します。	ひとり親家庭の親	家庭支援課
母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付け事業の活用により当面必要な生活資金を確保し、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。	ひとり親家庭の親、児童	家庭支援課
ひとり親家庭に対し、技能習得のための通学、就職活動等、必要性が認められる場合、生活支援員を派遣し、一時的な家事や保育のサービスを行います。市が相談、申請窓口となります。	ひとり親家庭の親	家庭支援課
山形学園及びむつみハイムに加えて乳児院はやぶさを受入れ施設として確保し、ショートステイ事業(日中の預かり)とトワイライト事業(夜間預かり)により、事前登録制により、児童を預かります。ひとり親世帯を対象に利用時の利用料金の負担軽減と送迎支援の拡充を図ります。	小学生以下の児童を養育する親	家庭支援課
母子家庭及び父子家庭の自立支援のため、親自身または児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを終了した場合、受講費用の一部を支給し、ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童の学び直しを支援します。	ひとり親家庭の親、児童	家庭支援課
稼働能力判定会議を通じ、就労支援員(嘱託職員、2名)がハローワーク等関係機関と連携し、個々人の能力に応じた就労支援を行います。	生活保護受給世帯のうち稼働年齢層にあり、就労阻害要因がない者(15歳～64歳)	生活福祉課

#### (4) 経済的支援

経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせてその効果を高めるとともに、必要な世帯への支援の周知を拡充し、利用を促していきます。

図表 3-5 目標の実現に結びつく具体的な取組 【4】経済的支援

【4】 経済的支援		
施策の内容(区分)	項目	事業名
具体的 施策  経済的支援	①児童手当・児童扶養手当制度 の着実な実施	児童手当
		児童扶養手当
	②養育費の確保の推進	養育費等の周知
	③教育費負担の軽減 (再掲)	※(1)教育の支援 カ 教育費負担の軽減を再掲
	④医療費負担の軽減	こども医療給付事業
⑤市独自の負担の軽減	健やか教育手当	

事業の目的、具体的事業内容	対象者	担当課
家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とする。	中学3年生までの児童を監護している者	家庭支援課
ひとり親の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。	ひとり親家庭等の父母又は養育者	家庭支援課
離婚する当事者に対して、養育費等の取り決めについて解説したパンフレットを離婚届の用紙と一緒に配布し、養育費等の重要性や法制度を理解してもらうための周知を行います。	離婚する当事者	市民課 家庭支援課
中学3年生までの医療費の自己負担分を給付し、無料とすることで医療費の負担軽減を図ります。	中学3年生までの児童	家庭支援課
ひとり親または両親のいない児童の教育及び福祉の増進を図るため、健やか教育手当を支給します。	ひとり親家庭等の父母又は養育者	家庭支援課

## 第4章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 山形市子ども・子育て会議への報告・協議

本計画に掲げた施策、事業は極めて多岐にわたるため、進捗状況を適切に把握し、施策が円滑に実施されているか、効果が具現化しているかなど、情報を共有する場、課題や成果を定期的に検証する機会が必要です。

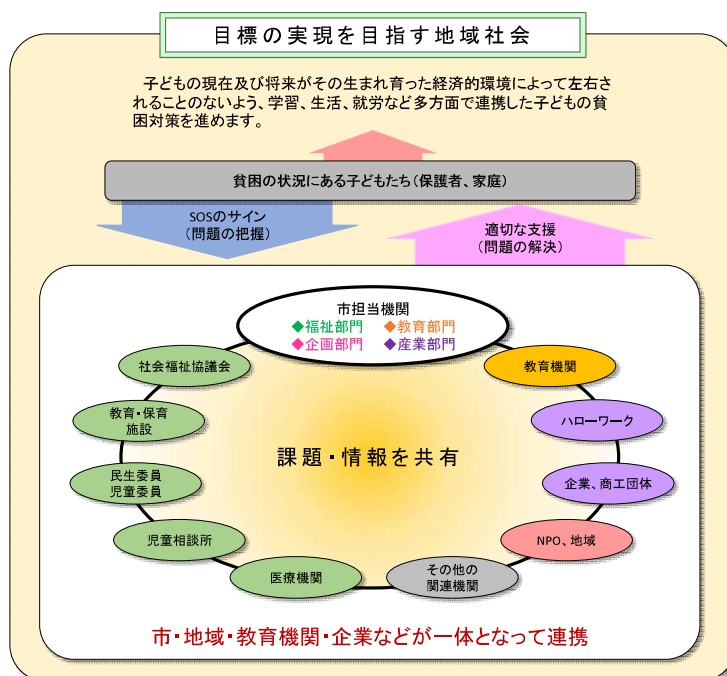
本計画では山形市子ども・子育て会議に事業の進捗・成果・課題を報告し、同会議において必要に応じて取り組み内容の見直し、効果的な事業推進のあり方等を協議し、着実な計画推進を図ります。

#### (2) 民間団体や関係機関との連携

貧困状態にある子どもに対する支援は、教育・学習、生活環境、保護者の就労等々、子どもを取り巻く環境すべてに関わります。支援施策の推進にあたっては行政機関が中核となって民間団体、関係機関と連携することが不可欠です。

このため、計画の実効性を高めるため、地域、教育機関や民間企業、NPOなどと行政が一体となって連携した体制を構築し、目標に向けて取り組みます。

図表 4-1 貧困下にある子どもたちへの全市支援体制



#### (3) 全庁横断的な連携体制

市にあっては、こども未来部を主管とし、関係部課長会議により継続した共通理解を図り、庁内横断的な連携体制の下、施策推進を図ります。

## 2 支援事業に係る数値目標

本計画の進捗を把握し、達成度を適切に評価するため、支援事業に係る数値目標を設定するものを以下にまとめました。

図表 4-2 支援事業に係る数値目標

No.	指標等	計画策定時の状況 (令和元年度) ※直近の状況	数値目標 (令和6年度)
1	国の貧困線を下回る水準の子どものいる世帯の割合	12.0%	減らす
2	生活保護世帯に属する子どもの進学実績 (過去3年の実績値)	高校進学率	99.7%(※)
		高校中退率	6%
		大学等進学率	25%
3	子ども家庭総合支援拠点機能の整備	0カ所	1カ所
4	高等職業訓練促進給付金制度利用実績 (令和元年度からの累計)	延べ修了人数	20人
		修了後の就職率	100%を維持
5	ひとり親家庭就業・自立支援事業の就業実績人数	18人	23人

※令和元年度「学校基本調査」における、山形市全体の高校進学率99.7%を目標値とした。

## 【参考資料 1】 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの貧困対策の推進に関する法律

[平成二十五年六月二十六日号外法律第六十四号]

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。



(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

## 第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案し

---

て、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### （教育の支援）

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

#### （生活の安定に資するための支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

#### （保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援）

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

#### （経済的支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

#### （調査研究）

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 子どもの貧困対策会議

#### （設置及び所掌事務等）

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 大綱の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

- 3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成二六年一月政令四号により、平成二六・一・一七から施行]

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第四条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法

---

律第六十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [令和元年六月一九日法律第四一号]

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[令和元年九月政令八九号により、令和元・九・七から施行]

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 子供の貧困対策に関する大綱（概要）

## I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

## II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実  
など

## III 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率  
など、39の指標

## IV 指標の改善に向けた重点施策

### 教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
  - ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
  - ・ 高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

### 生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
  - ・ 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
  - ・ 保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
  - ・ 家庭への復帰支援、退所等後の相談支援
- 支援体制の強化

### 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
  - ・ 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

### 経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

## 施策の推進体制等

- <子供の貧困に関する調査研究等>
- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

- <施策の推進体制等>
- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

---

令和2年9月

山形市子どもの貧困対策に係る計画

〒990-8540

山形市旅籠町2丁目3-25

山形市役所

電話：023-641-1212（代表）

URL：<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp>

---